

下水道受益者負担金等 説明資料

令和7年度

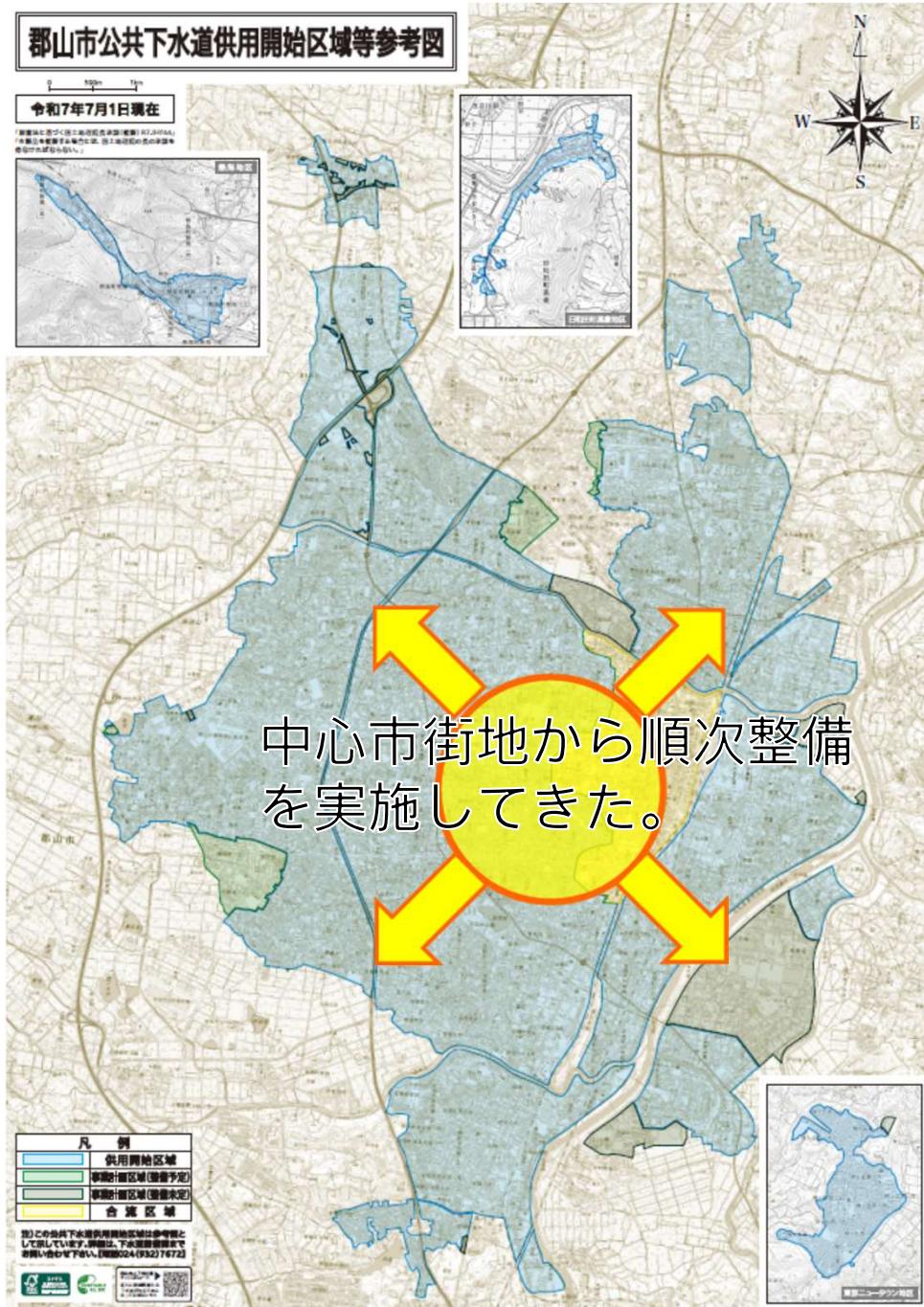
郡山市上下水道局



目 次

| | | | | |
|-------------------|---|---|------|--------|
| (1) 下水道の整備状況について | ・ | ・ | ・ | 2～4頁 |
| (2) 下水道受益者負担金について | ・ | ・ | 5～9頁 | |
| (3) 宅内排水設備工事について | ・ | ・ | ・ | 10～14頁 |
| (4) 雨水活用補助金について | ・ | ・ | ・ | 13頁 |
| (5) 融資あっせん制度について | ・ | ・ | ・ | 14～16頁 |
| (6) 受益者負担金 Q&A | ・ | ・ | ・ | 17～19頁 |

郡山市の下水道の整備状況



行政区域＝郡山市 75,720ha

<流域関連公共下水道>

全体計画 6,594.1ha

事業計画
5,660.1ha

整備済区
4,764.9ha

整備率
84.2%

※令和6年度末 公共下水道 普及状況

公共下水道築造工事 八山田地区

令和8年4月1日供用開始予定

4

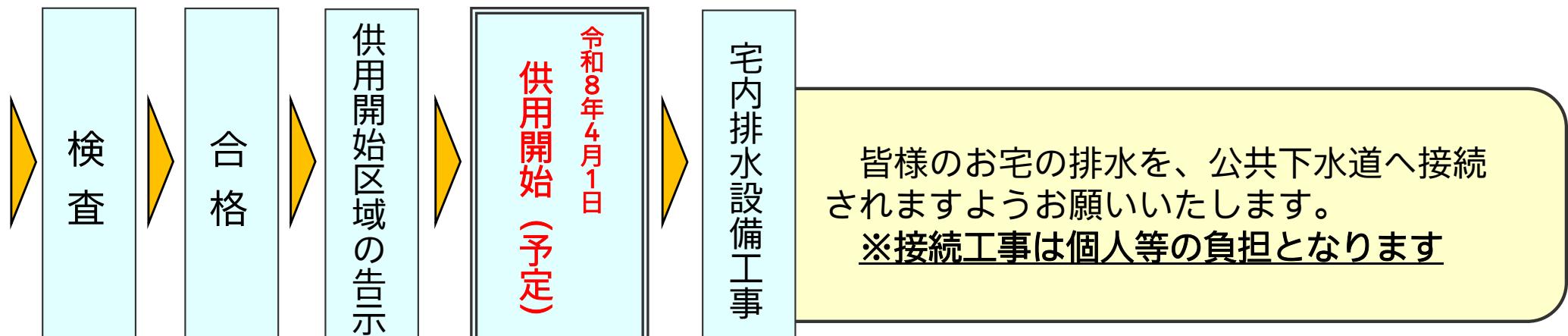
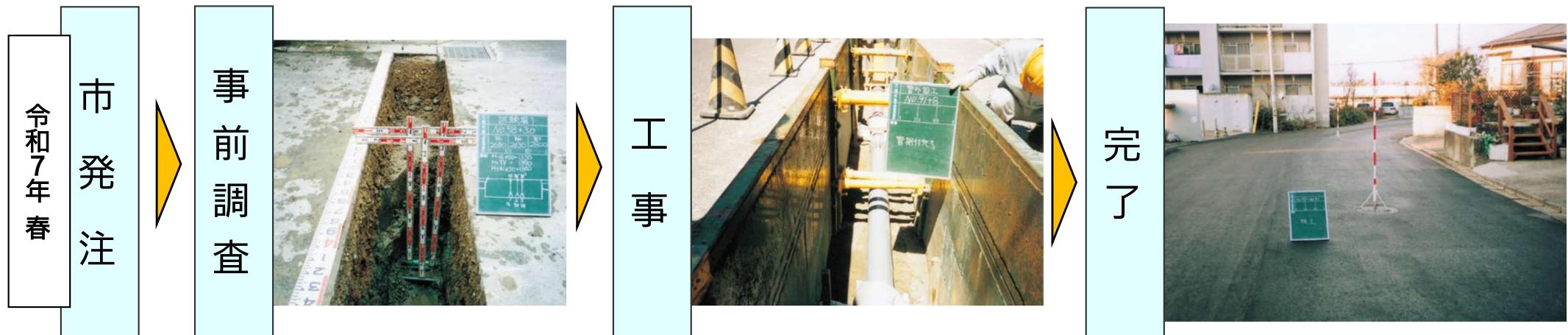
郡山北
工業高校

国道288号

内環状線

3

公共下水道が使えるまでの流れ



※供用開始：公共下水道が使用可能になったこと

接続時期等について

- 汲み取り式トイレを使用している場合：告示から3年内に下水道へ接続
- 浄化槽を使用している場合：浄化槽を速やかに廃止し、下水道へ接続
- これから家を新築（建て替え）する場合：下水道へ接続

下水道受益者負担金制度について

下水道受益者負担金制度は、下水道が使えるようになった土地の所有者等に対して、土地の面積に応じて整備費用の一部を負担していただくものです。

都市計画法を根拠に、郡山市でも条例を制定し、昭和45年から本制度を採用しています。

負担金の対象となる土地は、下水道整備区域（公共下水道供用開始の告示にある区域）内のすべての土地で、駐車場や農地などすぐに下水道を使用しない土地であっても賦課の対象になります。

これは本制度が、下水道の整備により土地の利用価値が高くなることに着目して、負担金の賦課を行うものであるためです。

この負担金は対象の土地に一度だけ負担していただくものです。

受益者とは、原則土地所有者です。地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定されたものを除く。）の目的となっている土地については、当事者同士で協議して受益者を決めさせていただくことになります。

（根拠法令：都市計画法第75条に基づく県中都市計画郡山下水道受益者負担に関する条例）

負担金の額と納付方法について

負担金の額

土地の総面積に土地1m²あたりの単価（単位負担金）を乗じて算出します。

受益者負担金（円）＝土地面積×単位負担金額（1m²=496円）

(例) 330m²（約100坪）の土地にかかる負担金の額
330m²×496円=163,680円

※土地の面積は、不動産登記法に規定する登記簿の地積によります。

納付方法

5年間で年2回（6月・11月）の計10回の分割払い

※初年度の6月に一括納付が可能

※対象の土地が田・畠・山林・原野の場合、10年間で年2回（6月・11月）の計20回の分割払いが可能

受益者負担金を納めていただく方

図1



家屋所有者A
土地所有者A

Aが所有する土地に Aが家屋を所有し
Aが居住する場合

受益者はA

図2



家屋所有者A
土地所有者A

Aが所有する土地に Aが家屋を所有し
Bが居住する場合

受益者はA

図3



家屋所有者B
土地所有者A

Aが所有する土地に Bが家屋を所有し
Bが居住する場合

受益者はAまたはB

図4



家屋所有者B
土地所有者A

Aが所有する土地に Bが家屋を所有し
Cが居住する場合

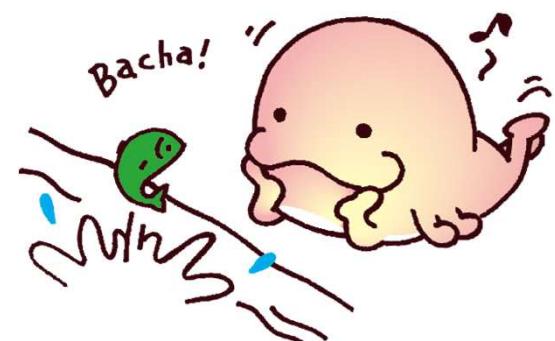
受益者はAまたはB

受益者（受益者負担金を納めていただく方）は原則土地所有者です。

土地の所有者と使用者が異なる場合は両者話し合いの上、受益者を決定してください。

土地所有者以外が受益者となる場合は必ず「受益者申告書」を提出してください。

申告がない場合は、土地所有者を受益者と認定します。



受益者申告書について

納付方法や、土地所有者以外の受益者等を確認するため「受益者申告書」を4月中旬頃に土地所有者の方にお送りします。共有物件は持分の面積毎に負担金がかかりますが、申告書を出すことで、代表者がまとめて納付することも可能です。

期日（5月中旬）までに申告がない場合は、納付方法は5年分割、土地の所有者を受益者として認定して負担金を賦課することになりますので、ご注意ください。

第1号様式（第2条関係）

| 年度 受益者申告書 | | | | 年 月 日 | | |
|--|----|---------------------------|-----------------------------|---|---|---|
| 郡山市上下水道事業管理者 | | | | 賦課対象区名 ○○第○○区 整理番号 504-12-34-56789 | | |
| 所有者 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | フリガナ | 電話 | | | |
| | 者名 | () | | | | |
| 県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり申告します。 | | | | | | |
| 土地の所在 | | 地目 | 受益地積 (m ²) | 土地の所有者 | 納付方法 | |
| 町字名 | 地番 | 330 00 | 住 所 ヨリヤシトヨ 郡山市豊田町1番4号 | 氏 名 トヨタ けい 豊田 一郎 | 受益者コード 1234567 | 1 10年分割希望 (田、畑、山林、原野のみ) 2 一括希望 記入のない場合は、5年分割 |
| ※上記のうち、土地の所有者以外の方が受益者となる場合には、次の欄に記入してください。 | | | | | | |
| 備考 | | 受益地積 (m ²) | 土地の所有者以外の受益者 | | | |
| | | | 住 所 | 氏 名 | 受益者コード | |
| | | | フリガナ | | 1 10年分割希望 (田、畑、山林、原野のみ) 2 一括希望 記入のない場合は、5年分割 | |
| | | | フリガナ | | 1 10年分割希望 (田、畑、山林、原野のみ) 2 一括希望 記入のない場合は、5年分割 | |
| | | | フリガナ | | 1 10年分割希望 (田、畑、山林、原野のみ) 2 一括希望 記入のない場合は、5年分割 | |
| | | | フリガナ | | 1 10年分割希望 (田、畑、山林、原野のみ) 2 一括希望 記入のない場合は、5年分割 | |
| この申告書は、裏面の記入上の注意を読んで、年 月 日までに提出してください。 | | | | | | |



その他

公用地等には受益者負担金の減免措置があります。

【具体例】

- ・公道から公道に通ずるために設けられた私道で公衆の用に供している通路
- ・道路、公園等の公共の用に供することが予定されている土地
- ・不特定多数人の自由使用に供されている土地
- ・宗教法人法及び墓地、埋葬等に関する法律による墓地等に係る受益者
- ・生活保護法により生活扶助を受けている者



減免基準

※納期限の7日前までに申請が必要です。

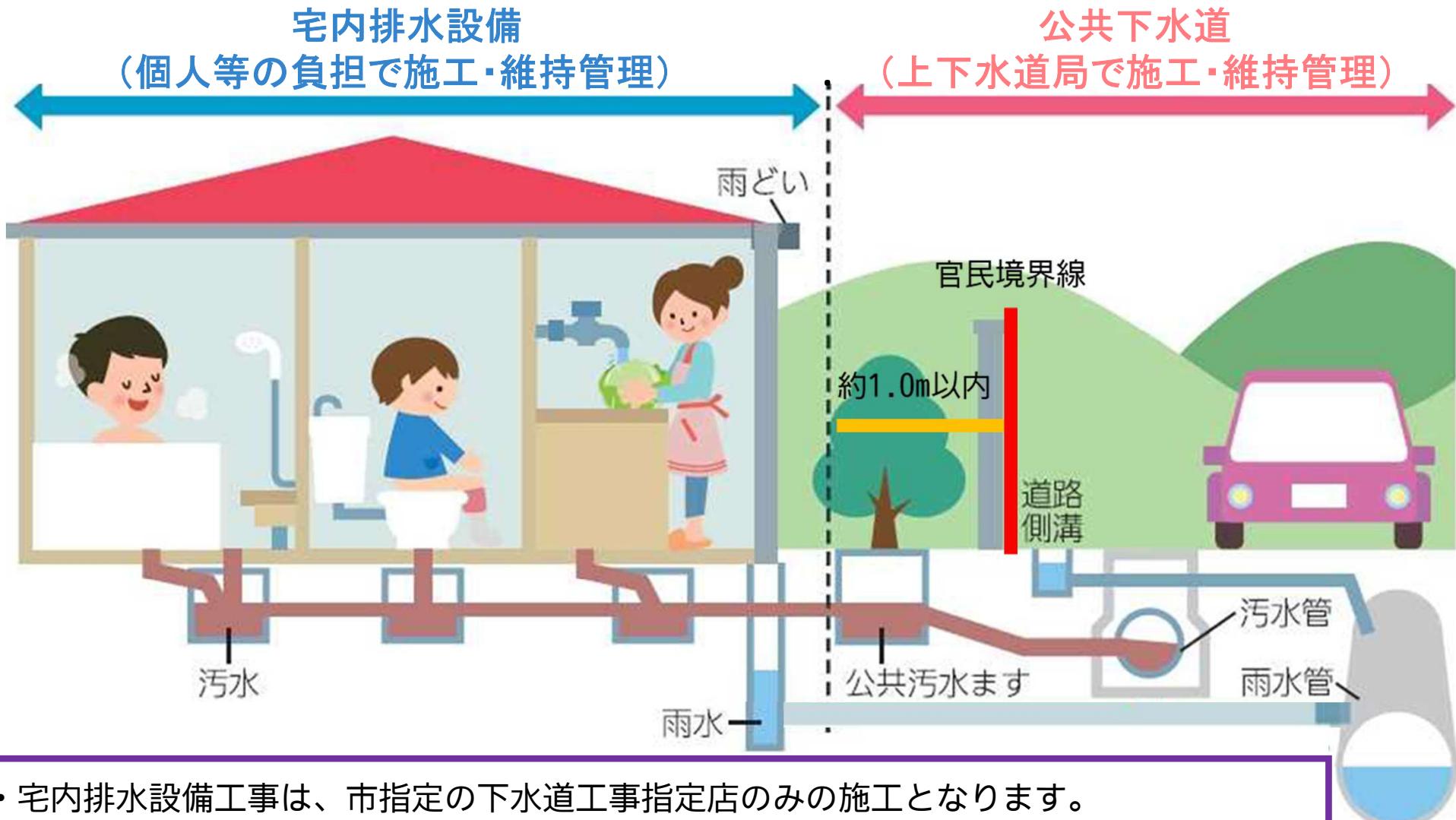
納付書が届いた後に負担金の納付者を変更するには、変更届が必要です。

- ・土地の売買や相続等で受益者の変更があった場合、「受益者変更届」を提出することで、残っている納期分の請求先を変更することができます。
所有権移転登記だけでは変更されないことにご注意ください。

※届出の日までに納期が到来しているものは、変更前の受益者に納付いただくことになります。

家庭の排水設備のしくみ

宅内排水設備は、郡山市上下水道局の工事が終わった後に個人等の負担で施工し、維持管理をしていただくようになります。



- ・宅内排水設備工事は、市指定の下水道工事指定店のみの施工となります。
- ・お客様が各指定店へ直接依頼していただくようになります。(指定店は、別紙のとおり)
- ・宅内排水設備工事費については、現場状況(配管の長さ等)によって異なります。

公共下水道が整備されたら 必ず接続工事を行ってください

- くみ取りトイレは3年以内に水洗便所に（下水道法第11条の3）
- 浄化槽は廃止し速やかに公共下水道へ
- 台所・風呂場からの汚水も公共下水道へ
- 雨水は道路の側溝に流してください

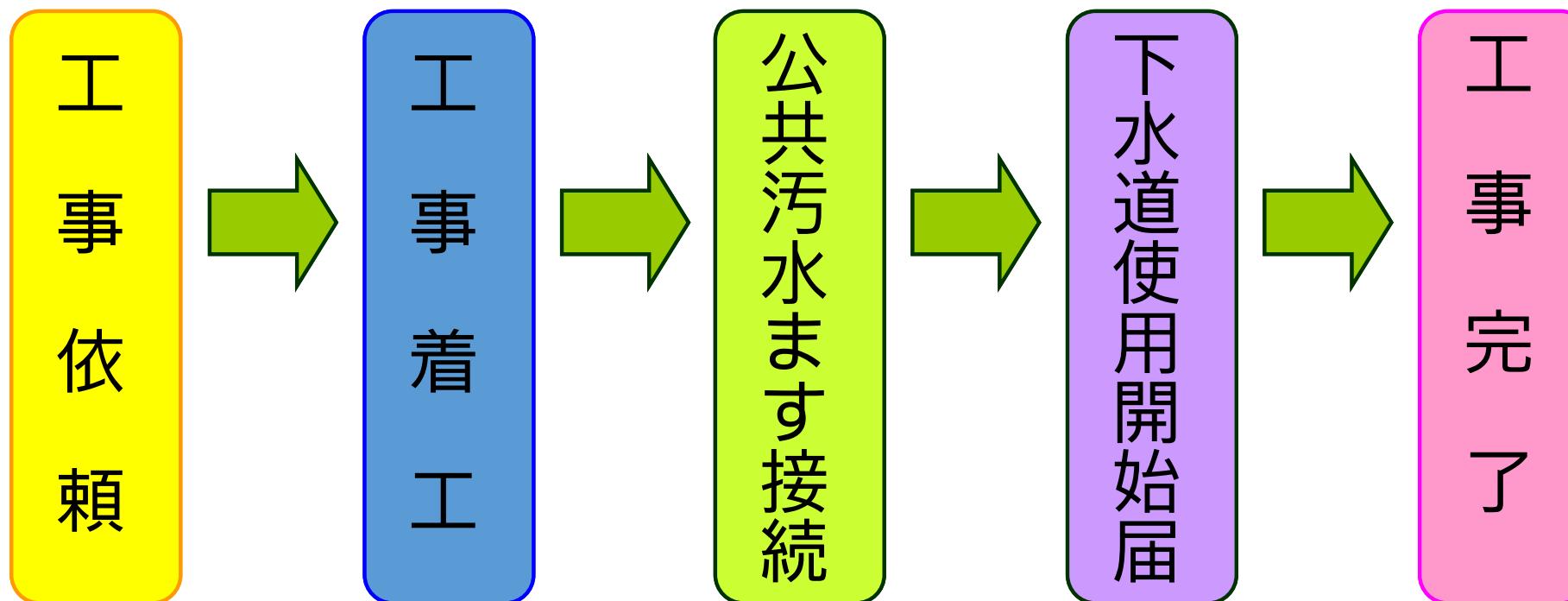
下水道法（排水設備の設置等）

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。

「遅滞なく」とは、「事情の許す限り最も速やかに」とされています。

排水設備工事の進め方

排水設備の工事は、市（上下水道局）が指定する
「下水道工事指定店」に依頼してください



雨水活用補助金、水洗便所改造
資金融資あっせん利子補給制度
を申し込む場合は同時に依頼

遅滞なく

完了検査
検査済証交付

雨水活用補助金について

浸水対策の軽減や水資源の有効利用を図るために
宅内での雨水貯留を推奨しております。

財 源

(国)個別補助金 50%

(市)50%



| 施設区分 | 補助割合 | 限度額 |
|---------------------------|---------|--|
| 浄化槽転用雨水貯留施設 ・埋設型雨水貯留施設 | 工事費の2/3 | 【一般住宅】建物1棟につき1基まで 25万円/基 【事業所等】建物1棟につき1基まで 40万円/基 |
| 雨水浸透ます | 工事費の2/3 | 建物1棟につき4基まで 2.5万円/基 |
| 地上設置型雨水貯留タンク ※100L以上 | 購入費の2/3 | 建物1棟につき1基まで 4万円/基 |

融資あっせん制度について

下水道接続の改造工事に要する資金の融資あっせん
及び当該融資に対する利子補給を行っております。



- ・対象者 個人の方(法人は対象外)
- ・対象物件 専用住宅(事業所は対象外)
- ・融資額 一戸建ては80万円以内
集合住宅は200万円以内
- ・あっせん先 市内の金融機関(上下水道局と利子補給等の契約を締結している金融機関)
- ・償還期間 融資の翌月から60ヶ月以内での元金均等償還
- ・利子 無利子(上下水道局が全額負担)

※当制度を利用する場合は、下水道工事指定店に宅内排水設備の工事を依頼する際に、制度を利用する旨を申し出てください。

融資あっせんの条件について

1 申請者

- ・郡山市民であること
- ・下水道区域にある居住用建物の所有者又は所有者の同意を得た占有者
- ・市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等の市税や、受益者負担金・分担金の滞納が無いこと
- ・下記の条件を満たす連帯保証人が1人いること

2 連帯保証人

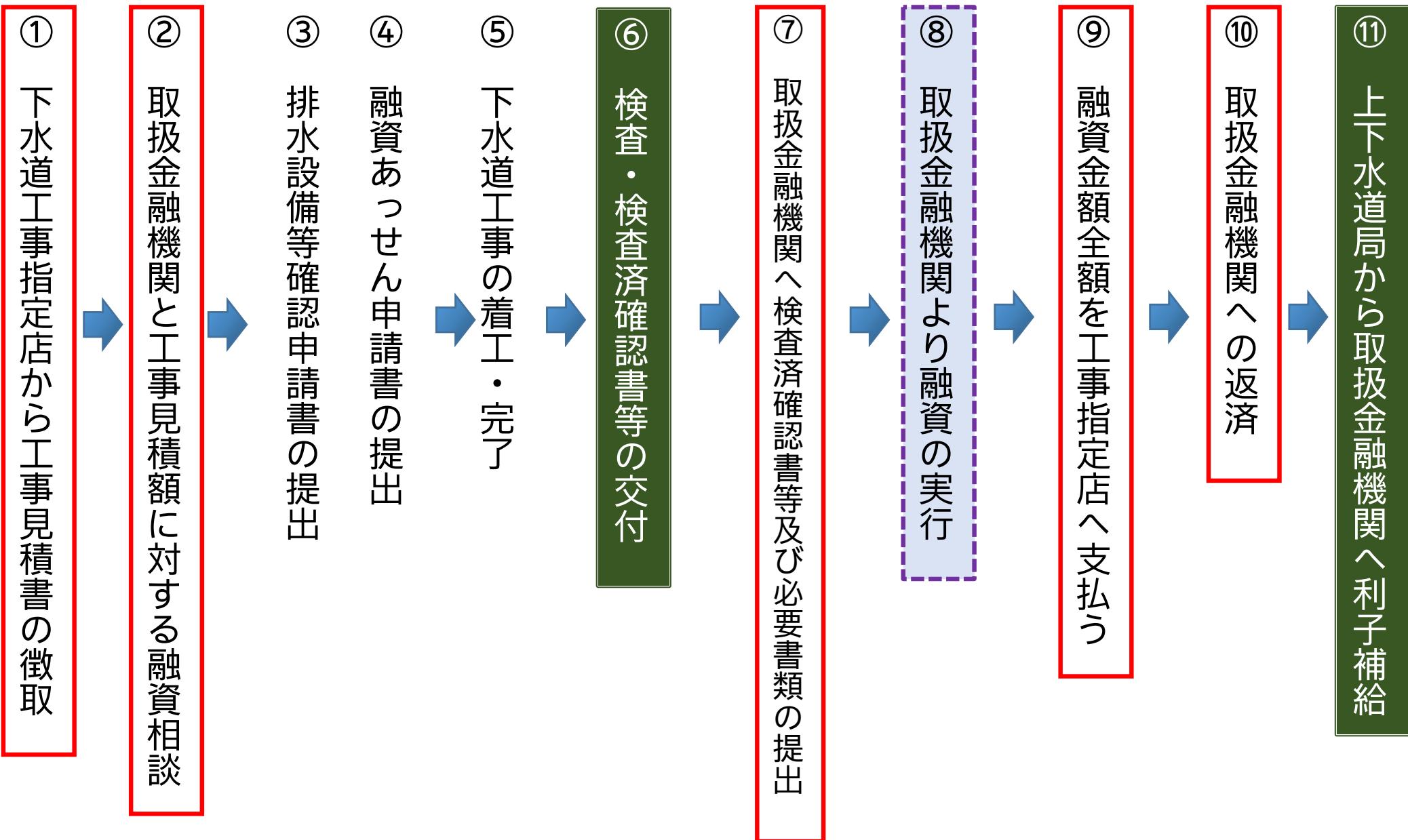
- ・住民税が課税され、かつ滞納が無いこと
- ・固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等の市区町村税の滞納が無いこと
- ・融資申請者本人と異なる勤務先であること

その他の注意点について

- ・工事着工後には受付できませんので、注意してください。
- ・工事を依頼する前に、予め金融機関と融資のご相談をしてください。
- ・金融機関からの貸付金を目的外に使用した場合は、利子の補給を停止します。



融資あっせん制度 手続きの流れ



受益者負担金 Q&A

Q. 受益者負担金はなぜかかるのですか？

A. 下水道が整備されると、周辺環境が改善され、快適で衛生的な生活をおくることができます。しかし、下水道は誰もが利用できる道路や公園とは異なり、整備される地域が限られているため、下水道の整備費用をすべて税金でまかないと、下水道が整備されない地域に住む人々との間に不公平が生じることになります。

このため、下水道本管の整備にあわせ、その整備費用の一部として、一度だけご負担をお願いするのが受益者負担金です。（根拠法令：都市計画法第75条）

Q. 受益者負担金は下水道に接続しないうちからかかるのですか？

A. 受益者負担金は、下水道の利用が可能な状況になった土地にご負担をお願いするものであり、接続の有無は問いません。

なお、下水道が供用開始になれば、汲み取り便所をお使いの場合は3年以内に、浄化槽をお使いの場合は遅滞なく下水道に接続いただくことが義務付けられておりますので、一日も早い接続にご協力をお願いいたします。

Q. 受益者負担金の単価「496円」の算出根拠は何ですか？

A. 受益者負担金は下水道の整備費用の一部としてご負担いただくものです。

末端管渠整備費（下水管埋設工事のうち補助対象外の工事費）を整備区域の面積で割り、更に5分の1にした金額が負担金単価「496円」の算出根拠です。

平成7年度より現在の単価（496円）となっております。

受益者負担金 Q&A

Q. 負担金額の算出は、どうして土地が対象となるのですか？

A. 下水道の整備によって受ける恩恵は、生活環境の改善とともに、これまで所有していた土地がはるかに便利に利用できるという面から、土地の利用価値が高くなると考えられます。

この利用価値の増大は、巨額の下水道事業費を投入することによって初めてもたらされることから、金銭的評価のなされるものと考えられます。

つまり、下水道の整備による受益とは、「土地の資産価値の増加」であり、この受益の程度は、土地の面積に比例するとの考え方から、土地を対象としております。

Q. 支払っている途中に土地を売却した場合、残りの納付はどうなりますか？

A. 賦課決定時（ご請求の初年度）に、受益者（受益者負担金を納めていただく方）を確定しておりますので、土地の所有権移転があったからといって受益者が変わることはありません。

ただし、当該負担金をお支払いいただく方が変わる場合、「受益者変更届」を届出していただくことによって、残っている納期分の請求先を変更することができます。届出日までに納期が到来している分については、従前の受益者が納付することとなります。

なお、トラブルを避けるためにも、土地売買契約前に当該負担金をどちらが支払うのか、双方（売却者・購入者）で話し合うことが肝要です。

更に、土地売却者は、当該負担金の支払いを土地購入者に移行させたい場合は、土地に付随する債権として重要事項説明書に記載しておくことがポイントです。

徴収猶予となっている土地も、同様の手続きが必要です。

受益者負担金 Q&A

Q. 都市計画税を徴収しているのに下水道の負担金を徴収するのはなぜですか？

A. 都市計画税は、都市計画区域内の土地・家屋を対象として、道路、公園をはじめとする都市計画事業に要する費用の一部に充てるための目的税です。

これに対して、下水道事業の受益は下水道が整備された区域のみに限定されます。受益者負担金は下水道の利用が可能となり、受益を受ける土地に対して、一度限りご負担をお願いするものです。

Q. 受益者負担金を払わない場合はどうなりますか？

A. 納期限までに納付がないと督促状が発送されます。また、納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されます。

「公平な負担の原則」に基づく本制度の主旨を十分にご理解していただくよう努めておりますが、滞納があり督促しても納付がない場合には、国税滞納処分の例によって滞納処分（財産調査や財産の差押え等）することができます。

Q. 納付した受益者負担金は、確定申告時に必要経費として算入できますか？

A. 固定資産税等と同様に、事業所・貸家・賃貸アパート等の事業用資産に対して納付された受益者負担金は、必要経費としての算入は可能ですが、個人用資産では、必要経費とはなりません。

詳しいことは所轄の税務署にお尋ねください。

最後までご覧いただき
ありがとうございました

一日も早い接続に
ご協力をお願いいたします

ご不明な点がありましたら
下記お問合せ先までご連絡ください

郡山市上下水道局

お問合せ先(土日祝日を除く平日の8:30~17:15)

下水道の計画について 経営戦略課 TEL024-932-7644

下水道の整備について 下水道整備課 TEL024-932-7672

下水道受益者負担金
宅内排水設備工事
雨水活用補助金
融資あっせん制度

} 営業課 TEL024-932-7666

下水道使用料について お客様サービスセンター TEL024-932-7641



上下水道のしおり



マンガ下水道
～生活排水の汚れとは～

